

写

各市町教育委員会教育長 様
各教育事務所長 様
各県立学校長 様

栃木県教育委員会教育長

教職員の服務規律の確保について（通知）

教職員の服務規律の確保については、危機管理マニュアルに基づき、不祥事ゼロを目指して特段の御配慮をいただいているところですが、さらに服務規律の徹底を図るために、平成27年12月2日（水）から12月11日（金）までの10日間を、教職員の服務規律強化旬間とします。各学校の危機管理マニュアルや別添の研修資料、チェックリストの活用を含めた校内研修会の実施や別添のポスターの掲示など、教職員の不祥事防止を徹底するために各校ごとの取組をお願いします。

記

1 教職員の服務及び生活規律の厳正について

教職員一人一人が、その職責の重さを十分認識し、服務規律の厳正に努める。年末年始における虚礼の廃止に留意するとともに、会食、贈答、金銭等の取扱に関し、公私両面にわたって、県民の誤解を招くことのないようにする。

教職員による体罰や心ない発言は、児童生徒の人権を著しく侵害する行為であり、絶対に起こさない。また、セクシュアル・ハラスメント等は個人としての尊厳を傷つける行為であるので、人権尊重の立場で発生防止に取り組む。特に情報モラル教育をすべき立場にあることを自覚し、メールやSNS等を利用した不用意な行動を取らない。

2 教職員の交通事故及び交通違反の防止について

依然として教職員の交通事故・違反等が発生している状況であり、各人が交通法規を遵守する。特に飲酒の機会が増える時期であることから、飲酒運転等を絶対にしないように厳に注意する。なお、万が一事故を起こしてしまった場合には、加害・被害、程度の大小にかかわらず、必ず校長に報告するとともに、誠意を持って事故の処理に努める。

3 教職員の健康管理について

今年度も傷病休暇の取得や休職をする教職員が多い状況にある。健康の保持・増進のため、年末年始の休日はもとより、年次休暇等を計画的に取得し、家族と余暇を過ごす機会を増やすなど、心身をリフレッシュし、メンタルヘルスのケアに努める。

4 施設・設備の管理について

学校の施設・設備の管理については、備品・リース物品・薬品・重要書類等の管理に細心の注意を払うとともに、火気の取扱や戸締まりの点検にも十分気をつけ、防犯・防火対策を徹底する。なお、この時期には、学校施設の損壊事件や不審者の侵入も懸念されるので、関係機関や地域との連携を強化してその防止に努める。特に、校舎及び敷地内への不審者の出入りについては、十分に注意し、危機管理意識を高めて児童生徒の安全確保に努める。

5 個人情報や金銭の徹底管理について

金銭の管理及び取扱については組織で対応する。特に、公金や部活動費等の準公金の管理及び取扱については、チェック体制を確立するなどし、万全を期する。また、児童生徒に対しても、部室等に貴重品を置かないよう指導し、盗難防止に努める。

児童生徒の個人情報を含む書類や電子媒体（USBメモリ等）の管理についても十分注意するとともに、不要な物品や情報の適切な処分についても留意する。

教職員課	総務担当	Tel 028-623-3398
	小中学校人事担当	-3386
	県立学校人事担当	-3396